

町営由良宿団地 入居者募集案内

優先入居用向け



問い合わせ先

北栄町役場 環境エネルギー課 生活環境室

〒689-2292 北栄町由良宿 423-1 TEL 0858-37-3116

1. 入居申込受付日等

(1)入居申込受付日・受付場所

受付日：令和8年5月11日(月)～5月22日(金)

午前8時30分～午後5時15分

受付場所：北栄町役場大栄庁舎環境エネルギー課又は北条支所

(2)抽選日・抽選会場

抽選日：令和8年5月27日(水)

抽選会場：大栄農村環境改善センター2階 会議室4

時間や場所の詳細は、後日発送する通知をご確認ください。

※申込者が入居戸数と同じ、または下回った場合には抽選はしません。

2. 住宅の種類、戸数、家賃等

(1)住宅の住所、種類、戸数、家賃

名称・建築年度：町営由良宿団地B棟（令和2年度建築）

町営由良宿団地C棟（平成30年度建築）

住所：北栄町由良宿1807-1

概要：鉄筋コンクリート造 3階建て集合住宅 エレベーター・駐車場付き

間取り：2DK(62.9㎡) ※間取り図は次のページをご覧ください。

募集戸数：2戸（B202号・C303号）

(2)家賃について

家賃表

家賃区分	収入基準額※ (単位：円)	家賃 (B棟2DK)
I	0～104,000	17,000円
II	104,001～123,000	19,600円
III	123,001～139,000	22,400円
IV	139,001～158,000	25,300円

家賃区分	収入基準額※ (単位：円)	家賃 (C棟2DK)
I	0～104,000	16,800円
II	104,001～123,000	19,400円
III	123,001～139,000	22,200円
IV	139,001～158,000	25,100円

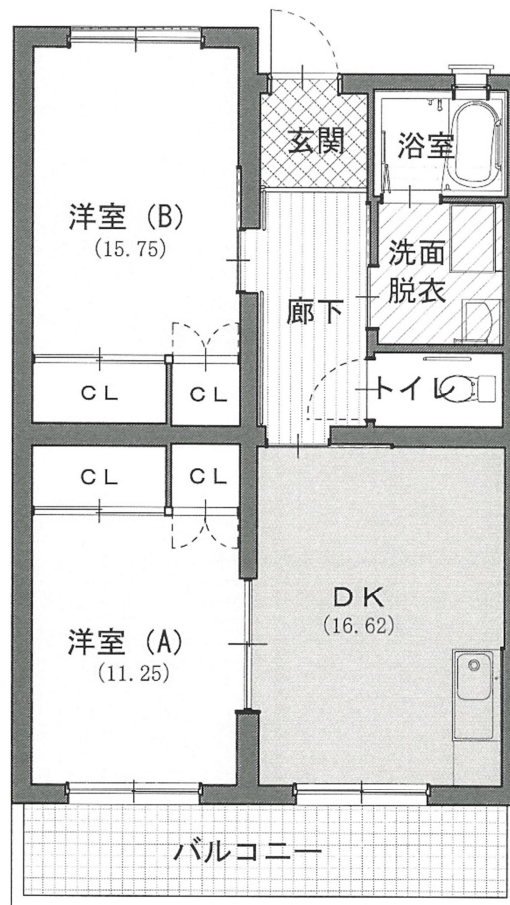
※この家賃表は令和8年度のもので、町営住宅の家賃は、世帯の収入基準額に応じて決まります。また、家賃は年度によっても変わります。

※収入基準額とは、世帯の年間総所得から各控除を行った上で月額換算した月当たりの所得額のことです。

※一定の収入以上になると収入超過者として家賃が割り増しされます。さらに高額所得者基準(収入基準額 313,000 円)を超えた場合には、住宅を明け渡していただくことがあります。

※世帯の収入が著しく少ない方については、家賃の減免制度があります。

(3)間取り図



2DK
(62.90)

※カッコ内の数字の単位は m^2 です。

※間取りが左右対称になっている場合があります。

(4)由良宿団地の参考写真

●外観



●DK



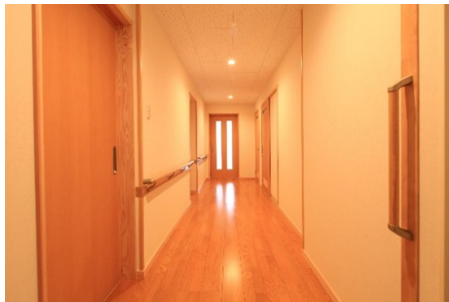
●洋室(タイプ A)



●洋室(タイプ B)



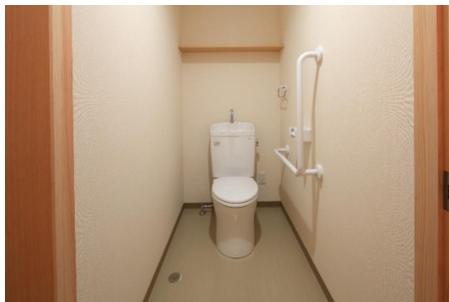
●廊下



●浴室



●トイレ



●洗面台・脱衣所



●トランクルーム



3. 入居申込資格

次の全ての条件を備えていなければなりません。

- (1)現在、住宅に困っていることが明らかなこと。(持ち家のある方は、原則として入居申込資格はありません。)
- (2)入居申込者の世帯の収入が、「収入基準額」158,000円以下(裁量階層の場合は214,000円)であること。
- (3)町税等を滞納していないこと。
- (4)入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
- (5)優先入居のいずれかの要件に該当すること

主な要件・20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

- ・本人又は同居しようとする親族に障がいのある者
- ・60歳以上の者で、同居者に配偶者、18歳未満の児童、障がいのある者などがいる場合
- ・北栄町に住所を有する60歳以上の単身者
- ・収入基準額が1万円以下の者 など

※同居者は、親族(婚約者等を含む。)に限ります。

- (6)世帯人数が2人以上であること。(ただし、入居者が北栄町に住所を有する60歳以上の単身者の場合を除く。)

4. 収入基準額について

収入基準額とは、町営住宅に入居できる収入の上限額のことです。世帯(15歳以上の方)の年間総所得から各控除を行った上で月額換算した所得(収入基準額)が158,000円以下であることが必要です。また高齢者世帯や障がい者のいる世帯の収入基準額は214,000円です。

給与所得者の場合は、次の計算式により収入基準額の試算ができます。(以下、わかりやすくするため、簡略に記載しています。)

収入基準額=(令和6年分の給与所得の合計金額-38万円×同居者及び別居扶養親族の数)÷12

また、次のような場合はさらに控除があります。

- (1)入居申込者又は同居者に給与所得又は年金所得がある場合。
- (2)同居者又は別居扶養親族に70歳以上の者がある場合。
- (3)同居者又は別居扶養親族に16歳以上23歳未満の者がある場合。
- (4)入居申込者、同居者又は別居扶養親族が障がい者である場合。
- (5)入居申込者又は同居者が寡婦またはひとり親である場合。

5. 入居申込方法

《申込書類》

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 暴力団員でないことの誓約書
- (3) 町税等の滞納がないことの申出書

必要事項を記入し、次ページの添付書類とともに提出してください。提出された書類は返却できません。申込みは一つの住宅しかできませんのでご注意ください。

※「誓約書」「申出書」は入居者本人と15歳以上の同居者全てが署名してください。

※入居申込書の裏面に現在住宅に困っている状況を記入する欄があります。該当項目に○をして、必要な事項を詳細に記入してください。

《添付書類》

- (1) 所得課税証明書：令和7年度発行(令和6年分)【市町村発行】
 - ・所得や扶養控除などを証明する書類として必要です。
 - ・入居者、15歳以上の同居者及び別居扶養親族全員について必要です。
- (2) 住民票【市町村発行】
 - ・住宅に入居する全ての世帯員の住民票が必要です。
- (3) 納税証明書：令和7年度分【市町村発行】
 - ・現在お住まいの市町村で納付すべき税全ての納税証明書が必要です。
 - ・入居申込者、15歳以上の同居者の納税証明書が必要です。
- (4) 申込者の家族状況等によって提出が必要な書類
 - ・募集案内と同封している書類の中に「申込者の家族状況等によって提出が必要な書類」という書類がありますので、そちらを確認していただき必要な書類を提出してください。

6. 入居決定後の手続き等

- ・敷金(家賃の3か月分)を納入していただきます。
- ・入居者、連帯保証人2名が連署した請書(入居者、連帯保証人の実印使用)、入居者、連帯保証人の印鑑証明書、連帯保証人の所得課税証明書、納税証明書を提出していただきます。
- ・来年度以降の家賃算定のために個人番号を用いて所得情報を調べますので、個人番号書類の提出をお願いします。
- ・敷金の納付と請書等の書類を提出した後に、住宅のカギをお渡しします。
- ・入居決定の日から1ヶ月以内に入居してください。

7. その他

(1) 連帯保証人について

- ・ 連帯保証人は、家賃の支払、退去時に係る費用の支払、住宅の原状回復に係る費用の支払等を入居者と連帯して債務を負担する義務があり、由良宿団地では2名の連帯保証人が必要です。
- ・ 連帯保証人の条件は、県内在住の方で、入居者と同程度以上の収入を有する方です。また、町税等の滞納のある方は連帯保証人になることはできません。入居決定後に提出していただいた所得課税証明書、納税証明書で連帯保証人になることができるか確認いたします。

(2) 駐車場について

- ・ 1世帯につき1台分を住宅付近に整備しています。2台分の駐車場を利用したい場合は、北栄町役場にご相談ください。
- ・ 駐車場代は有料です。金額は所得額等の状況により決定されます。
- ・ 警察に提出する車庫証明(保管場所使用承諾証明書)は、北栄町役場が発行します。

(3) 注意事項

- ・ 入居者に配布される「町営住宅 住まいのしおり」を必ずお読みください。
- ・ 電気、上下水道、ガス、ケーブルテレビの申し込みは入居者の方が各事業者へ申し込みます。「町営住宅 住まいのしおり」に連絡先を掲載していますので、そちらをお読みください。
- ・ 町営住宅では、犬・猫・鳩等、ペットの飼育はできません。また、住宅の周りにいる動物にエサを与えてはいけません。
- ・ 部屋の模様替えをする場合、事前に北栄町役場に対して申請をして許可があれば模様替えをすることができます。町の許可なしに勝手に模様替えをしてはいけません。
- ・ 家賃を3ヶ月以上滞納した場合や、周辺の環境を乱し、迷惑を及ぼす行為をした場合は、住宅を明け渡していただくことになります。
- ・ 町営住宅から退去(転居)される場合、住宅の損傷・汚損した箇所の修繕を行っていただきます。また、部屋の模様替えをした場合は、模様替え前の状態に原状回復をしていただきます。担当職員が住宅の損傷・汚損の状況を検査し、必要な補修を指示いたしますので、指示を受けた場合は、速やかに補修等を行っていただきます。

(4) 自治会活動

町営住宅は自治会に加入していますので、入居の際には自治会長さん等に一言あいさつをしていただくとともに、各自治会の活動には積極的に参加してください。(共用施設の使用料等は自治会費で運営されています。)